

県立高等学校における物損事故に係る和解について

1 事故の概要等

(1) 発生日月

令和4年4月27日(水)午後2時30分頃

(2) 発生場所

石巻好文館高等学校南西側フェンス付近
(石巻市貞山三丁目4番1号)

(3) 事故の概要

石巻好文館高等学校において、職員が草刈作業を行っていたところ、草刈り機により巻き上げられた石が相手方車両に直撃し、フロントピラー等を損傷させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示しておりません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和4年7月22日

ハ 損害賠償額 112,794円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和4年7月20日